

## 第6回滋賀県議会議員政治倫理審査会の開催結果について

### 1 日時

令和4年12月20日（火） 10時00分～11時50分

### 2 場所

第2委員会室

### 3 概要

#### (1) 出席委員

全員

#### (2) 審査結果について

##### ①認定した事実に対する評価について

- ・職員に対する暴言や高圧的な言動、過度な負担をかける行為について、社会通念上必要かつ相当な範囲を超えており、許されるものではないと評価されました。
- ・所属する会派の決定がないにもかかわらず、県議会第一会派の要求であるかのように装った発言があったことについて、議員としての職責に反する行為であると評価されました。

##### ②講ずべき措置について

- ・「本会議における陳謝」および「文書警告」とすることが適当であると判断されました。
- ・陳謝にあたっては、少なくとも審査会において政治倫理基準に反すると評価した事実すべてに対して明確に陳謝することが必要であるとされました。
- ・本来「役職辞任の勧告」とすることが適当であるところ、大野議員は既に役職を辞任していることから、上記の措置にとどめるものとされました。

##### ③附帯意見について

各議員が政治倫理条例および滋賀県議会基本条例の内容を十分理解し、規定を遵守するとともに、自ら襟を正し、県民から疑念を抱かれるような行為は厳に慎み、さらに高い倫理観を持って行動することを望むとする意見が附されました。

#### (3) 議長への審査結果報告について

12月27日（火）13時15分に議長へ報告することとされました。